(証券コード　9409)
平成27年６月８日

株　主　各　位

東京都港区六本木六丁目９番１号
株式会社テレビ朝日ホールディングス
代表取締役
会長兼CEO　早　河　　洋

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第75回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ返送いただくか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使ウェブサイトにアクセスしてインターネットにより行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成27年６月25日（木曜日）営業時間終了時（午後６時）までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
2. 場　　所　東京都港区芝公園四丁目８番１号
ザ・プリンス パークタワー東京
地下２階　ボールルーム

開催場所が、これまでの株主総会会場とは異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照のうえ、お間違えのないようご来場ください。

3. 会議の目的事項

報告事項
1. 第75期（自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第75期（自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款の一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）14名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

4. 議決権行使についてのご案内

（1）書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）営業時間終了時（午後６時）までに到着するよう返送ください。

（2）インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、後記（３～４ページ）の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】などをご高覧のうえ、平成27年６月25日（木曜日）営業時間終了時（午後６時）までに行使ください。

5. 事業報告等のインターネット開示

法令および当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.tv-asahihd.co.jp/）に掲載しておりますので、ご覧ください。本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに会計監査人が監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

[1] 事業報告「1. 企業集団の現況に関する事項」
（11）主要な事業内容（12）主要な事業所（13）企業集団の従業員の状況
（14）主要な借入先（15）その他企業集団の現況に関する重要な事項

[2] 事業報告「2. 会社の株式に関する事項」

[3] 事業報告「3. 会社の新株予約権等に関する事項」

[4] 事業報告「4. 会社役員に関する事項」
（3）社外役員に関する事項

[5] 事業報告「6. 会社の体制および方針」

[6] 事業報告「7. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」

[7] 連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

[8] 計算書類「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

以　上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

○株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面の郵送またはインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.tv-asahihd.co.jp/）において掲載することによりお知らせいたします。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申しあげます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

   【議決権行使ウェブサイトアドレス】 http://www.web54.net（ウェブ行使）

   ※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書などをご確認ください。
   （QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。

3. インターネットによる議決権行使は、**平成27年６月25日（木曜日）営業時間終了時（午後６時）まで**受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。

4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5. インターネットによって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

6. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて】

1. パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。

2. パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内にしたがってお手続きください。

3. 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

1. インターネットにアクセスできること。

2. パソコンを用いて議決権行使される場合
   ①画面の解像度が 横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
   ②次のアプリケーションをインストールしていること。
   (a)ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer
   (b)PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader®または、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®
   ※ Internet Explorer は米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名で、いずれも各社ホームページより無償で配布されています。
   ③ウェブブラウザおよび同アドインツール等で"ポップアップブロック"機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの"Cookie"使用を許可するようにしてください。
   ④上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

3. 携帯電話を用いて議決権行使される場合
   以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL（Secure Socket Layer）暗号化通信が可能な機種であること。
   ①ｉモード ②EZweb ③Yahoo!ケータイ
   ※ ｉモードは㈱NTTドコモ、EZwebはＫＤＤＩ㈱、Yahoo!は米国Yahoo!Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル㈱の商標、登録商標またはサービス名です。
   ※ 携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ用い、電話端末を経由してパソコンによりアクセスされた場合、または、スマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パソコン用サイトでのご投票としてお取り扱いいたします。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

1. インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。

   三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート
   【専用ダイヤル】 0120-652-031 （午前９時～午後９時）

2. その他のご照会は、証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてに、また、証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）は、以下のお問い合わせ先にお願いいたします。

   三井住友信託銀行 証券代行事務センター 0120-782-031（平日午前９時～午後５時）

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営の重要政策と位置づけております。地上波・ＢＳ・ＣＳの放送事業者を完全子会社とする認定放送持株会社として欠くことのできない長期的な企業基盤の充実に向けた内部留保とのバランスを考慮しつつ、継続的な成長を主眼においた安定的な普通配当に努めるとともに、記念すべき節目における記念配当や、各期の業績変動等を勘案した特別配当などにより、株主のみなさまへの還元に努めることを基本方針としております。

この基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

1.　期末配当に関する事項

（1）配当財産の種類　　金銭

（2）株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金15円

(普通配当15円)

総額　1,627,933,695円

（3）剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月29日

2.　その他の剰余金の処分に関する事項

（1）増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金　　1,000,000,000円

（2）減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金　1,000,000,000円

第２号議案　定款の一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 平成26年６月27日に公布された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)（以下、「改正会社法」といいます。）が施行されたことにより、新たな機関設計として監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社は、コーポレート・ガバナンスに関する諸施策の検討・実現は、経営の最重要課題の一つであるとの認識に基づき、経営監視の体制を構築してきました。当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化によって、より一層のコーポレート・ガバナンスの向上を図り、放送事業者を傘下に持つ認定放送持株会社としての公共性・公益性の堅持を前提としたうえで、当社グループの企業価値ひいては株主をはじめとするステークホルダーの利益の長期安定的な向上に努める所存です。以上の理由から、監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行うものであります。あわせて、改正会社法により責任限定契約の締結範囲が拡大されたことにともない、現行定款第34条を移設のうえ変更するものであります。この変更については、監査役全員の同意を得ております。

(2) 平成25年６月27日開催の当社第73回定時株主総会において、株主のみなさまに更新のご承認をいただきました当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）(以下「本プラン」といいます。）の有効期限は平成28年６月開催予定の当社定時株主総会の終結の時までとなっております。しかしながら、当社を取り巻く経営環境等が変化するとともに、金融商品取引法による大量取得行為に関する規制の整備が浸透し、株主のみなさまが適切に判断するために必要な情報や時間を確保するという本プランの目的が一定程度担保されていること、認定放送持株会社においては一定割合以上の議決権の保有が制限されていることなどから、本プランの意義が相対的に低下してきているものと考え、平成27年５月８日開催の当社取締役会において、同日をもって本プランを廃止することを決議いたしました。つきましては、本プラン導入等に係る規定である現行定款第39条および第40条を削除するものであります。

(3) 機動的な配当政策および資本政策を図ることを目的とし、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に掲げる事項を取締役会の権限においても可能にするため、変更案第32条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、あわせて同条と内容が重複する現行定款第37条（自己の株式の取得）を削除するものであります。加えて、基準日等に関する規定を整備するものであります。

(4) その他、条文の新設や削除にともない必要となる条数の変更を行うものであります。

また、本議案は、本総会終結の時をもって、変更の効力が生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　　則	第１章　総　　則
(機関の設置) 第４条　本会社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。	(機関の設置) 第４条　本会社は、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
(員数) 第18条　本会社の取締役は、22名以内とする。	(員数) 第18条　本会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、20名以内とする。
②　取締役補欠者の選任決議の有効期間は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	（削　除）
（新　設）	②　本会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	③　監査等委員である取締役補欠者の選任決議の有効期間は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（選任・解任） 第19条　取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（選任・解任） 第19条　取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
②　（条文省略） ③　取締役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。	②　（現行どおり） ③　取締役の解任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。
（任期） 第20条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任期） 第20条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
②　補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。	②　補欠または増員のため選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役の残任期間とする。
（新　設）	③　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	④　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の残任期間とする。
（代表取締役および役付取締役） 第21条　取締役会は、取締役のなかから代表取締役を選定する。	（代表取締役および役付取締役） 第21条　取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のなかから代表取締役を選定する。
②　（条文省略）	②　（現行どおり）
（特別取締役） 第22条　取締役会は、法令の定めに従い、特別取締役を選定することができる。	（削　除）
（相談役および顧問） 第23条　（条文省略）	（相談役および顧問） 第22条　（現行どおり）
（取締役会） 第24条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、予め取締役会で定める取締役が招集し、その議長となる。ただし、当該取締役に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	（取締役会） 第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、予め取締役会で定める取締役（監査等委員である取締役を除く。）が招集し、その議長となる。ただし、当該取締役に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）がこれに代わる。
②　取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。	②　取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
③　取締役および監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開くことができる。	③　取締役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開くことができる。

現　行　定　款	変　更　案
④　取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。	④　取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
⑤　　(条文省略)	⑤　　(現行どおり)
(新　設)	(重要な業務執行の決定の委任) 第24条　取締役会は、その決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
(決議の要件) 第25条　　(条文省略)	(決議の要件) 第25条　　(現行どおり)
(報酬等) 第26条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。	(報酬等) 第26条　取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によりこれを定める。
(現行定款第34条から一部変更の上、移設)	(責任限定契約) 第27条　本会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、本会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、賠償責任の限度額は、1,000万円以上で予め定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い金額とする。

現　行　定　款	変　更　案
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査等委員会
(員数) 第27条　本会社の監査役は、５名以内とする。	(削　除)
②　監査役補欠者の選任決議の有効期間は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	(削　除)
(選任) 第28条　監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削　除)
(任期) 第29条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	(削　除)
②　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。	(削　除)
(常勤監査役) 第30条　監査役会は、監査役のなかから常勤監査役を選定する。	(削　除)
(監査役会) 第31条　監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。	(削　除)
②　監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで監査役会を開くことができる。	(削　除)

現　行　定　款	変　更　案
③　監査役会に関する事項は、本定款のほか監査役会の定める監査役会規程による。	（削　除）
（決議の要件） 第32条　監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。	（削　除）
（報酬等） 第33条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。	（削　除）
（新　設）	（常勤の監査等委員） 第28条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
（新　設）	（監査等委員会） 第29条　監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
（新　設）	②　監査等委員全員の同意があるときは、招集手続を経ないで監査等委員会を開くことができる。
（新　設）	③　監査等委員会に関する事項は、本定款のほか監査等委員会の定める監査等委員会規程による。
（新　設）	（決議の要件） 第30条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

現　行　定　款	変　更　案
第６章　取締役、監査役の責任免除	（削　除）
(社外取締役および社外監査役との責任限定契約) 第34条　本会社は、社外取締役および社外監査役との間で、本会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、賠償責任の限度額は、社外取締役については400万円以上、社外監査役については300万円以上で予め定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い金額とする。	(内容一部変更の上、変更案第27条へ移設)
第７章　計　　算	第６章　計　　算
(事業年度) 第35条　　(条文省略)	(事業年度) 第31条　　(現行どおり)
（新　設）	(剰余金の配当等の決定機関) 第32条　本会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
(剰余金の配当) 第36条　株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し期末配当を行うことができる。 ②　前項のほか、取締役会の決議により、毎年９月30日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	(剰余金の配当の基準日) 第33条　本会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。 ②　本会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	③　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（自己の株式の取得） 第37条　取締役会の決議により、市場取引等による自己の株式の取得を行うことができる。	（削　除）
（配当金の除斥期間） 第38条　期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、本会社は、その支払の義務を免れる。	（配当金の除斥期間） 第34条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、本会社は、その支払の義務を免れる。
第８章　買収防衛策	（削　除）
（買収防衛策の導入等） 第39条　本会社の株主総会においては、法令または本定款に別段の定めのある事項のほか、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「買収防衛策」という。）の導入、継続および廃止についても、その決議により決定することができる。	（削　除）
②　前項に定める買収防衛策の導入、継続および廃止とは、本会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって本会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するために、本会社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付行為を行おうとする者が遵守すべき手続およびこれに違反する者等に対する対抗措置等を本会社が定め、その適用を継続し、廃止することをいう。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
(対抗措置発動の決定機関) 第40条　本会社は、前条に規定する買収防衛策の定めるところにより、新株予約権無償割当てその他の法令および定款により取締役会の権限として認められている措置をとる場合には、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議に従い行うことができる。	(削　除)
②　前項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削　除)

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）14名選任の件

第２号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員は任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）14名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款の一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	早河（はやかわ）　洋（ひろし） (昭和19年１月１日)	昭和42年４月　当社入社 平成７年６月　当社広報局長 平成８年２月　当社編成局長 平成９年３月　当社報道局長 平成10年９月　当社役員待遇報道・情報本部副本部長兼報道局長 平成11年６月　当社取締役編成・制作本部長 平成12年２月　当社取締役編成本部長 平成13年６月　当社常務取締役編成本部長 平成14年３月　当社常務取締役編成本部長兼編成制作局長 平成15年２月　当社常務取締役編成制作局長 平成17年６月　当社代表取締役専務 平成19年６月　当社代表取締役副社長 平成21年６月　当社代表取締役社長 平成25年10月　テレビ朝日分割準備株式会社（現　株式会社テレビ朝日）代表取締役 平成26年４月　同社代表取締役社長 平成26年６月　当社代表取締役会長兼CEO（現任） 株式会社テレビ朝日代表取締役会長兼CEO（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社テレビ朝日代表取締役会長兼CEO 東映株式会社取締役 株式会社ビデオリサーチ取締役	40,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	よし だ しん いち 吉田慎一 (昭和25年1月9日)	昭和49年４月　株式会社朝日新聞社入社 平成15年６月　同社取締役東京本社編集局長 平成17年６月　同社常務取締役 平成21年４月　同社上席役員待遇 平成25年６月　同社上席執行役員 平成26年３月　同社顧問 平成26年４月　当社顧問 平成26年６月　当社代表取締役社長(現任) 株式会社テレビ朝日代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社テレビ朝日代表取締役社長 朝日放送株式会社取締役	2,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	ふくだ　としお 福田俊男 (昭和22年7月1日)	昭和45年４月　当社入社 平成14年６月　当社役員待遇総務本部人事局付朝日放送株式会社出向 朝日放送株式会社取締役 平成16年６月　当社取締役メディア戦略室長 当社取締役社長秘書役 平成17年６月　当社常務取締役メディア戦略室長 当社常務取締役社長秘書役 平成18年４月　当社常務取締役経営戦略室長 平成18年６月　当社常務取締役 平成22年４月　社団法人日本民間放送連盟（現　一般社団法人日本民間放送連盟）専務理事 平成24年４月　当社顧問 平成24年６月　当社専務取締役(現任) 平成26年４月　株式会社テレビ朝日専務取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社テレビ朝日専務取締役 東映アニメーション株式会社取締役	19,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	ふじのき　まさや 藤ノ木　正　哉 (昭和30年6月19日)	昭和54年４月　当社入社 平成17年６月　当社報道局長 平成21年６月　当社経営戦略局長 平成22年６月　当社取締役経営戦略局長 平成24年６月　株式会社ビーエス朝日取締役(現任) 当社常務取締役経営戦略局長 平成26年４月　株式会社テレビ朝日常務取締役経営戦略局長 平成26年６月　当社常務取締役(現任) 株式会社テレビ朝日常務取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社テレビ朝日常務取締役 株式会社ビーエス朝日取締役 株式会社朝日新聞社監査役	18,200株
5	たけだ　とおる 武　田　徹 (昭和25年11月29日)	昭和49年４月　当社入社 平成15年２月　当社人事局長 平成16年６月　当社取締役人事局長 平成19年６月　当社取締役 平成21年６月　テレビ朝日映像株式会社常務取締役制作本部長 平成23年６月　同社代表取締役社長 平成26年６月　当社常務取締役(現任) 株式会社テレビ朝日常務取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社テレビ朝日常務取締役	10,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	かめやま けいじ 亀山慶二 (昭和34年1月18日)	昭和57年４月　当社入社 平成17年６月　当社編成制作局長 平成21年６月　当社コンテンツビジネス局長 平成22年６月　当社取締役（現任） 平成26年４月　株式会社テレビ朝日取締役 平成26年６月　同社常務取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社テレビ朝日常務取締役	17,000株
7	すなみ げんご 角南源五 (昭和31年10月20日)	昭和54年４月　当社入社 平成20年６月　当社総務局長 平成22年６月　当社取締役総務局長 平成24年６月　当社取締役（現任） 平成26年４月　株式会社テレビ朝日取締役 平成26年６月　同社常務取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社テレビ朝日常務取締役 東映アニメーション株式会社監査役	17,300株
8	ひらじょう たかし 平城隆司 (昭和35年９月28日)	昭和59年４月　当社入社 平成21年６月　当社編成制作局長 平成23年６月　当社取締役編成制作局長 平成26年４月　当社取締役（現任） 株式会社テレビ朝日取締役編成制作局長 平成26年６月　株式会社シーエス・ワンテン取締役（現任） 株式会社テレビ朝日常務取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社テレビ朝日常務取締役 株式会社シーエス・ワンテン取締役	15,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
9	かわ　ぐち　ただ　ひさ 川　口　忠　久 (昭和30年12月23日)	昭和54年４月　当社入社 平成22年６月　当社技術局長 平成24年６月　当社取締役技術局長 平成26年４月　当社取締役（現任） 株式会社テレビ朝日取締役技術局長 平成26年６月　同社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社テレビ朝日取締役	9,500株
10	しの　づか　ひろし 篠　塚　浩 (昭和37年６月15日)	昭和61年４月　当社入社 平成24年６月　当社報道局長 平成26年４月　株式会社テレビ朝日報道局長 平成26年６月　当社取締役（現任） 株式会社テレビ朝日取締役報道局長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社テレビ朝日取締役報道局長	1,400株
11	おか　だ　つよし 岡　田　剛 (昭和24年５月27日)	昭和63年11月　東映株式会社入社 平成14年６月　同社代表取締役社長 当社取締役（現任） 平成26年４月　東映株式会社代表取締役グループ会長(現任) (重要な兼職の状況) 東映株式会社代表取締役グループ会長(注１) 株式会社テレビ朝日取締役 東映アニメーション株式会社取締役	7,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
12	わき　さか　さと　し 脇阪聰史 (昭和22年10月２日)	昭和45年４月　朝日放送株式会社入社 平成23年６月　同社代表取締役社長(現任) 平成25年６月　当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 朝日放送株式会社代表取締役社長 (注２) 株式会社テレビ朝日取締役 株式会社ビデオリサーチ取締役	―株
13	新任 きく　ち　せい　いち 菊地誠一 (昭和26年８月29日)	昭和49年４月　当社入社 平成16年６月　当社ネットワーク局長 平成18年６月　当社役員待遇総務本部人事局付朝日放送株式会社出向 朝日放送株式会社取締役 平成20年６月　長野朝日放送株式会社代表取締役社長 平成26年６月　株式会社ビーエス朝日専務取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ビーエス朝日専務取締役	7,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
14	新任 わたなべ　まさたか 渡辺　雅隆 (昭和34年４月24日)	昭和57年４月　株式会社朝日新聞社入社 平成26年12月　同社代表取締役社長(現任) 公益財団法人朝日新聞文化財団代表理事理事長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社朝日新聞社代表取締役社長(注３) 公益財団法人朝日新聞文化財団代表理事理事長	―株

(注１)　同社は、当社の完全子会社である株式会社テレビ朝日および株式会社ビーエス朝日の営業の部類に属する映画の製作、放送番組の制作などを行っております。また、上記２社とは取引関係があります。

(注２)　同社は、当社の完全子会社である株式会社テレビ朝日および株式会社ビーエス朝日の営業の部類に属する放送事業などを行っております。また、上記２社とは取引関係があります。

(注３)　同社は、日刊新聞の発行などを行っております。また、当社の完全子会社である株式会社テレビ朝日および株式会社ビーエス朝日とは取引関係があります。

(注４)　その他には、各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。

(注５)　岡田　剛、脇阪聰史、渡辺雅隆の各氏は、社外取締役候補者であります。なお、岡田　剛、脇阪聰史の各氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、それぞれ、13年、２年であります。

(注６)　岡田　剛、脇阪聰史の各氏は、当社の完全子会社である株式会社テレビ朝日の社外取締役であります。また、脇阪聰史氏は、過去に当社の完全子会社である株式会社ビーエス朝日の社外取締役でありました。

(注７)　岡田　剛氏を社外取締役候補者とした理由は、当社株主である法人かつ日本を代表する映画製作会社のトップであり、さまざまなメディアが複合的に展開される現況のもと、当社の現状を踏まえ、その職務経験・識見から、当社業務の意思決定にあたり有益と考えたことによります。

　脇阪聰史氏を社外取締役候補者とした理由は、当社株主である法人かつ国内系列ネットワーク局のトップであり、公共性・公益性の高い放送事業の特性を踏まえ、その職務経験・識見から、当社業務の意思決定にあたり有益と考えたことによります。

　渡辺雅隆氏を社外取締役候補者とした理由は、当社株主である法人かつ日本を代表する新聞社のトップであり、さまざまなメディアが複合的に展開される現況のもと、当社の現状を踏まえ、その職務経験・識見から、当社業務の意思決定にあたり有益と考えたことによります。

（注８） 渡辺雅隆氏が代表取締役社長を務めている株式会社朝日新聞社では、平成26年９月11日、東京電力福島第一原子力発電所事故の「吉田調書」に関する記事を取り消しました。この点について、同社では、第三者機関である「報道と人権委員会」に審理を申し立てるとともに、同様に関連記事の取り消しを行った「慰安婦報道」に関しては、第三者委員会を立ち上げ、過去の報道の経緯、国際社会に与えた影響、特集紙面の妥当性などの検証を行いました。同氏は、平素より公平な姿勢で事実に向き合い、多様な言論を尊重する体制・取り組みの必要性について注意喚起を行ってまいりました。また、上記のような一連の対応およびこれらを受けた再発防止策の始動を、ほかの同社取締役会メンバーとともに、積極的に推進いたしました。

（注９） 上記のほか、社外取締役候補者が過去５年間に役員等として在任した株式会社において、開示すべき重要な法令・定款に違反する事実等は発生しておりません。

(注10) 社外取締役候補者が最後に選任された後在任中に、当社において、開示すべき重要な法令・定款に違反する事実等は発生しておりません。

(注11) 社外取締役候補者のうち、過去５年間に当社の特定関係事業者（当社の子会社は除く）の業務執行者または業務執行者でない役員である者またはあった者、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定のある者、または過去２年間に受けていた者はおりません。

(注12) 社外取締役候補者のうち、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員の配偶者、３親等以内の親族その他これに準ずる者はおりません。

(注13) 当社と岡田　剛、脇阪聰史の各氏とは、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金４百万円または会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。再任が承認された場合には、当社は、賠償責任限度額を金10百万円または会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額と変更したうえで契約を継続する予定です。また、菊地誠一、渡辺雅隆の各氏の選任が承認された場合には、当社は各氏と上記契約を締結する予定です。

(注14) 上記の記載事項について、社外取締役候補者からの意見はございません。

(注15) 取締役候補者のうち、現に当社の取締役である者の地位および担当は、上記のほか、事業報告に記載のとおりです。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第２号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款の一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	新任 おく　むら　ま す お 奥　村　萬壽雄 (昭和22年11月８日)	昭和46年７月　警察庁入庁 平成14年８月　警察庁警備局長 平成16年１月　警視総監 平成22年６月　当社監査役（現任） 平成25年６月　公益財団法人日本道路交通情報センター理事長（現任） (重要な兼職の状況) 公益財団法人日本道路交通情報センター理事長 株式会社テレビ朝日監査役 シャープ株式会社監査役 丸一鋼管株式会社監査役	1,000株
2	新任 げん　ま　あきら 弦　間　明 (昭和９年８月１日)	昭和34年４月　株式会社資生堂入社 平成９年６月　同社代表取締役社長 平成13年６月　同社代表取締役執行役員会長 平成15年６月　同社相談役 平成25年４月　同社特別顧問（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社資生堂特別顧問 コナミ株式会社取締役	―株
3	新任 やぶ　うち　よし　ひさ 薮　内　宜　尚 (昭和31年３月７日)	昭和54年４月　当社入社 平成22年６月　当社人事局労務専任局長 平成23年７月　当社人事局労務担当局長 平成24年６月　当社常勤監査役（現任） 平成26年４月　株式会社テレビ朝日常勤監査役（現任）	10,400株

（注１） 各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
（注２） 奥村萬壽雄、弦間　明の各氏は、社外取締役候補者であります。
（注３） 奥村萬壽雄氏は、当社の完全子会社である株式会社テレビ朝日の監査役(非常勤)であります。
（注４） 奥村萬壽雄氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年警察関連の職務に携わり、その経歴を通じて培った豊富な経験と高い識見を活かして、当社の経営監視・コーポレートガバナンスの強化に貢献いただけると考えたことによります。
　弦間　明氏を社外取締役候補者とした理由は、生活文化に密着して企業価値を向上させてきた資生堂グループのトップとしての職務経験・見識を活かし、メディアに今後求められる創造性・多様性などを踏まえ、当社業務の意思決定にあたり有益と考えたことによります。
（注５） 社外取締役候補者が過去５年間に役員等として在任した株式会社において、開示すべき重要な法令・定款に違反する事実等は発生しておりません。
（注６） 奥村萬壽雄氏が社外監査役として最後に選任された後在任中に、当社において、開示すべき重要な法令・定款に違反する事実等は発生しておりません。
（注７） 社外取締役候補者のうち、過去５年間に当社の特定関係事業者（当社の子会社は除く）の業務執行者または業務執行者でない役員である者またはあった者、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定のある者、または過去２年間に受けていた者はおりません。
（注８） 社外取締役候補者のうち、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員の配偶者、３親等以内の親族その他これに準ずる者はおりません。
（注９） 当社と、現在当社の社外監査役である奥村萬壽雄氏とは、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金３百万円または会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。同氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合には、当社は、賠償責任限度額を金10百万円または会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額と変更したうえで契約を継続する予定です。また、弦間　明、薮内宜尚の各氏の選任が承認された場合には、当社は各氏と上記契約を締結する予定です。
（注10） 奥村萬壽雄、弦間　明の各氏の選任が承認された場合には、各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
　なお、当社の定める独立役員の考え方などについては、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.tv-asahihd.co.jp/）に掲載しております。
（注11） 上記の記載事項について、社外取締役候補者からの意見はございません。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

第２号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款の一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
新任 樋口美雄 (ひぐちよしお) (昭和27年11月23日)	平成３年４月　慶應義塾大学商学部教授 (現任) 平成17年４月　国民生活金融公庫総合研究所長 平成21年５月　慶應義塾大学商学部長 平成24年６月　一般社団法人日本経済学会会長 (重要な兼職の状況) 慶應義塾大学商学部教授	―株

(注１)　候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。

(注２)　同氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

(注３)　同氏は、当社の子会社の業務執行者または業務執行者でない役員である者またはあった者ではありません。

(注４)　同氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、日本経済学会会長を務められるなどの実績があり、市場経済に対する高度な専門知識・分析力に基づいた適切な提言をいただくことは、当社業務の意思決定にあたり有益と考えたことによります。

(注５)　同氏は、過去５年間に当社の特定関係事業者（当社の子会社は除く）の業務執行者または業務執行者でない役員である者またはあった者ではなく、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定もなく、過去２年間に受けておりません。

(注６)　同氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員の配偶者、３親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。

(注７)　同氏が就任した場合には、当社は同氏と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定で、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金10百万円または会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額となります。

（注８） 同氏が就任した場合には、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
　なお、当社の定める独立役員の考え方などについては、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.tv-asahihd.co.jp/）に掲載しております。
（注９） 上記の記載事項について、同氏からの意見はございません。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成23年６月28日開催の第71回定時株主総会において、「年額900百万円以内（うち社外取締役分は年額40百万円以内)」としてご承認いただいておりますが、第２号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額を「年額900百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内)」とすることにつきおはかりするものです。

なお、取締役の報酬額は、従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する報酬は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は17名（うち社外取締役６名）でありますが、第２号議案「定款の一部変更の件」および第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）14名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の員数は14名（うち社外取締役３名）となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款の一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第２号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬額を「年額300百万円以内」とすることにつきおはかりするものです。

第２号議案「定款の一部変更の件」および第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の員数は３名となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款の一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会　会場ご案内

会　場：東京都港区芝公園四丁目８番１号
ザ・プリンス パークタワー東京
地下２階　ボールルーム

※「東京プリンスホテル」ではございませんので、お間違えのないようご注意ください。

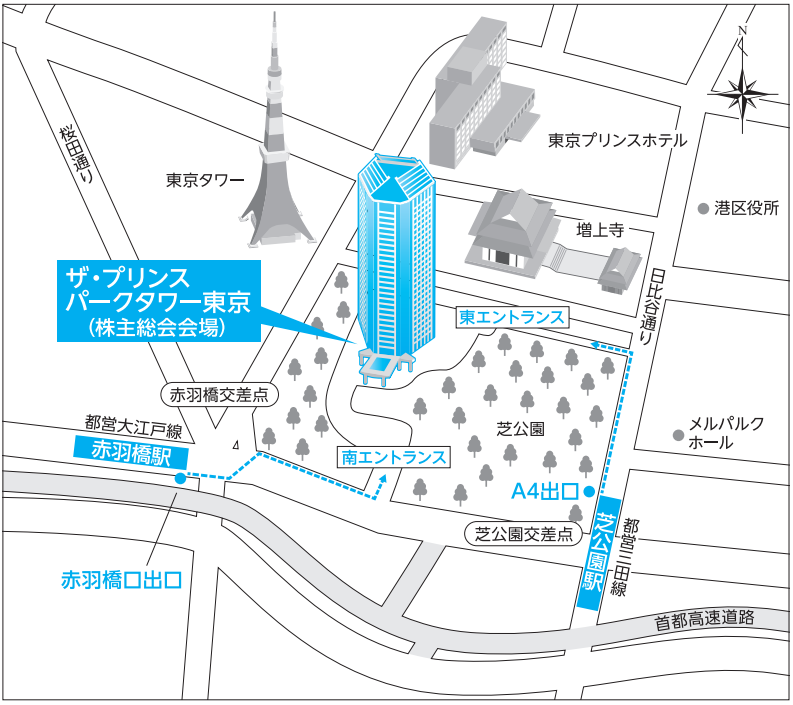

◆交　通：都営地下鉄三田線「芝公園」駅下車
Ａ４出口から東エントランス経由、会場まで徒歩約８分
都営地下鉄大江戸線「赤羽橋」駅下車
赤羽橋口出口から南エントランス経由、会場まで徒歩約10分

お願い：ご来場に際しましては、駐車場の用意がございませんので、公共交通機関のご利用をお願い申しあげます。

○株主総会終了後のイベント開催は見送らせていただきます。何卒、ご理解いただきますよう、お願い申しあげます。

【お問い合わせ先】
通話料無料 お問い合わせ 専用番号
0120-532-510
10時～18時　※土日祝日を除く

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

(証券コード　9409)

(第75回定時株主総会招集ご通知添付書類)

第75期

報　告　書

(自　平成26年 4 月 1 日
至　平成27年 3 月31日)

事業報告
連結貸借対照表
連結損益計算書
貸借対照表
損益計算書
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本
会計監査人の監査報告書謄本
監査役会の監査報告書謄本

株式会社テレビ朝日ホールディングス

事　業　報　告

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の日本経済は、消費税率引き上げにともなう駆け込み需要の反動などはありましたが、企業部門に改善が見られるなど、緩やかな回復基調が続いています。

広告業界におきましては、東京地区のスポット広告の出稿量が、おおむね順調に推移したことから、前期を上回りました。

このような経済状況のなか、当社グループは、テレビ放送事業はもとより、音楽出版事業やその他事業においても収益確保に努め、当連結会計年度の売上高は2,764億７千３百万円（前期比＋3.2%）となったものの、売上原価、販売費及び一般管理費の合計が2,613億３千５百万円（同＋4.5%）となりました結果、営業利益は151億３千８百万円（同△14.7%）となりました。また、経常利益は167億１千２百万円（同△15.4%）、当期純利益は109億９千４百万円（同△5.9%）となりました。

平成26年４月１日付の認定放送持株会社体制への移行を機に、報告セグメントの区分方法を見直した結果、当連結会計年度より、従来「その他事業」に区分しておりました連結子会社の株式会社テレビ朝日が行うCS事業を、「テレビ放送事業」に区分しております。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、前期比については、変更後のセグメント区分に基づき算定しております。

① テレビ放送事業

当連結会計年度は、全日視聴率（６時～24時）7.1%、ゴールデンタイム（19時～22時）10.9%、プライムタイム（19時～23時）11.3%、プライム２（23時～25時）7.3%となり、全日・ゴールデンタイム・プライムタイムともに２位、プライム２は10年連続の１位を維持しております。

当連結会計年度は、期末期首、年末年始、スポーツ特番等の特別編成に加え、「ここがポイント!!池上彰解説塾」「林修の今でしょ！講座」「世界が驚いたニッポン！スゴ～イデスネ!!視察団」など、改編ごとにレギュラー編成のベースアップに成功しました。

バラエティー番組では他にも、初開催の「テレビ朝日・六本木ヒルズ夏祭りSUMMER STATION」の期間中に放送した「とんねるずのスポーツ王は俺だ!!夏決戦スペシャル」や「真夏の無人島０円生活」も好評を博

し、月～木曜23時台のネオバラエティーも堅調で、引き続き若い世代の高い支持を得ています。

連続ドラマでは、平成27年１月クール連続ドラマで第１位となる平均視聴率18.3％の「相棒」や、平成26年の連続ドラマで年間１位の快挙となった平均視聴率22.9％の木曜ドラマ「ドクターＸ　～外科医・大門未知子～」などが安定した高視聴率を獲得しました。

スポーツでは、４大会連続での日本戦の中継となった「2014FIFAワールドカップブラジル　日本×コロンビア」が37.4％の高視聴率を獲得。フィギュアスケートでは「グランプリファイナル　男子ショート」が16.8％を記録するなど、高い注目を浴びました。

報道情報番組では、放送開始10周年を迎えた「報道ステーション」が年度平均視聴率12.4％を獲得しました。また、「スーパーＪチャンネル」も歴代４位となる年度平均視聴率8.2％を獲得するなど、引き続き安定した結果を残しました。

正月三が日は、「相棒 元日スペシャル」を筆頭に「夢対決2015とんねるずのスポーツ王は俺だ!!」「マツコ＆有吉の怒り新党お正月スペシャル」などが高視聴率を獲得し、三が日平均ではゴールデンタイム、プライムタイムともにトップとなり、プライムタイムは７年連続でトップを維持しております。

以上のような状況のなか、収益の拡大を図るため、積極的な営業活動を展開いたしました。

タイム収入は、景況感が順調に推移したことにともない、安定的な広告枠の確保を図る動きが見られました。レギュラー番組のセールスでは、「ここがポイント!!池上彰解説塾」、木曜ドラマなどを中心に、単価の上昇を達成したことで、増収となりました。また、単発番組につきましては、「2014FIFAワールドカップブラジル」「AFCアジアカップ2015」などの大型スポーツ特番や、松本清張二夜連続ドラマスペシャル「坂道の家」「霧の旗」などで売上を確保いたしました。以上の結果、タイム収入合計は882億１百万円（前期比＋0.3％）となりました。

スポット収入は、第３四半期までは、市況が好調に推移するなかで、単価の上昇を図ってセールスしたことなどから、増収となりました。しかし、消費税率引き上げにともなう駆け込み需要の反動などにより第４四半期が大幅な減収となり、通期では減収となりました。業種別では「薬品・医療用品」「趣味・スポーツ用品」「情報・通信」「化粧品・トイレタリー」など全21業種中、10業種が前期を上回る伸びとなりましたが、「飲料・嗜好品」「流通・小売業」「出版」「自動車・関連品」「食品」「金融・保険」などの市場規模の大きな業種で伸び悩みました。以上の結果、スポット収入は1,023億４千５百万円（同△1.1％）となりました。

また、株式会社ビーエス朝日のBS収入および株式会社シーエス・ワンテン、株式会社テレビ朝日のテレ朝チャンネル１・テレ朝チャンネル２などのCS収入をBS・CS収入としております。当連結会計年度につきましては、株式会社ビーエス朝日を連結子会社化した影響などにより、242億２百万円（同＋135.1％）となりました。

番組販売収入は125億１百万円（同△2.5％）、その他収入は169億１千６百万円（同△7.3％）となりました。

以上の結果、テレビ放送事業の売上高は2,441億６千７百万円（同＋4.9％）、営業費用は2,310億３千１百万円（同＋6.1％）となりました結果、営業利益は131億３千６百万円（同△12.9％）となりました。

② 音楽出版事業

前期に全国各地で開催した「ケツメイシ」および「湘南乃風」のコンサートツアーの反動減などにより、音楽出版事業の売上高は80億３千７百万円（前期比△31.8％）となりました。また、営業費用は71億６千６百万円（同△28.1％）となりました結果、営業利益は８億７千１百万円（同△52.1％）となりました。

③ その他事業

出資映画事業は、「STAND BY ME　ドラえもん」が興行収入83億８千万円の大ヒットとなり、出資映画の過去最高を記録するとともに、日本アカデミー賞最優秀アニメーション作品賞を受賞しました。また、「ドラえもん」「クレヨンしんちゃん」などの恒例作品も歴代上位の興行成績となり、「相棒－劇場版Ⅲ－」も好評を博しました。

イベント事業は、初の大型イベント「テレビ朝日・六本木ヒルズ夏祭り SUMMER STATION」を７月19日から37日間にわたって開催し、好評を博したほか、恒例の大型音楽イベント「テレビ朝日ドリームフェスティバル2014」などを開催しました。また、「EX THEATER ROPPONGI」では、「ガムシャラ J's Party!!」の番組連動公演をはじめとして、音楽、舞台、歌舞伎、試写会など様々なイベントが開催され、高い稼働率で堅調な運営を行っております。

ショッピング事業は、消費税率引き上げにともなう駆け込み需要の反動により不振でしたが、より消費者のニーズにマッチした商材の投入を行い、回復の兆しを見せています。

DVD販売は、「ドクターＸ ～外科医・大門未知子～」「相棒」「アメトーーク」「死神くん」など様々なタイトルをリリースしました。商品化においては、地上波番組と連動した商品を開発・販売し、好評を博しました。さらに出版では、「モーニングバード！」内のコーナー「プロ技キッチン！」を書籍化したレシピブックなどが好調に販売部数を伸ばしています。

PC・携帯向けサービスは、他社の動画配信サービスに向けてアニメやドラマを積極的に展開したほか、専門性を持った動画・テキストコンテンツを展開するポータルサイトとして、新日本プロレスリング株式会社と共同で開始した「新日本プロレスワールド」や、ガールズコンテンツ情報サイト「LoGiRL」などを立ち上げ、順調に会員数や再生回数を伸ばしました。さらに、KDDI株式会社、株式会社朝日新聞社と共同で開発・提供しているニュースサービス「auヘッドライン」は、デザインを一新するとともに、新規コンテンツを投入し、順調に訪問者数を伸ばしました。

機器販売・リースは、系列局に対して報道支援システムやライブラリシステム導入を実施するなど、好調に推移しました。

以上の結果、その他事業の売上高は355億7千万円（前期比＋5.0%）、営業費用は344億４千８百万円（同＋4.5%）となりました結果、営業利益は11億２千２百万円（同＋22.2%）となりました。

企業集団のセグメント別の損益の状況

（単位：百万円）

区　分	第75期（平成26年度）					
	テレビ放送事業	音楽出版事業	その他事業	計	調整額（注1）	連結損益計算書計上額（注2）
売上高	244,167	8,037	35,570	287,776	△11,302	276,473
営業費用	231,031	7,166	34,448	272,646	△11,310	261,335
セグメント利益	13,136	871	1,122	15,130	7	15,138

（注）1. セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去、当社における子会社からの収入および全社費用であります。全社費用は、主に当社のグループ経営管理に係る費用であります。
2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

※視聴率データは、株式会社ビデオリサーチのデータによるものです。

（2）設備投資等の状況

当期の設備投資の総額は、92億６千６百万円となりました。

当期中に取得および完成した主要設備

・子会社

株式会社テレビ朝日

報道システム

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

当社は、認定放送持株会社への移行を目的として、平成26年４月１日付で、当社の完全子会社であるテレビ朝日分割準備株式会社（平成25年10月15日設立）を吸収分割承継会社として、当社のグループ経営管理事業を除く一切の事業に関する権利義務を分割準備会社に承継させる吸収分割を行っております。これにともない、同日をもって、当社の商号を株式会社テレビ朝日ホールディングスに、分割準備会社の商号を株式会社テレビ朝日に、それぞれ変更しております。

(5) 他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

(4) に記載のとおりです。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

当社は、平成26年４月１日付で、当社を株式交換完全親会社とし、当社の持分法適用の関連会社であった株式会社ビーエス朝日を株式交換完全子会社とする株式交換を行い、同社を完全子会社としております。

(8) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、急激なスピードで変化しております。スマートフォン、タブレット端末、スマートTVなどデバイスの高機能化が急速に進んでおり、ブロードバンドの普及によりコンテンツの流通路も多様化しております。

こうした環境変化のなか、「日本でトップグループのコンテンツ総合企業」を目指すための基盤整備の一環として、当社は、平成26年４月に認定放送持株会社体制に移行しました。これにより、地上波放送・BS放送・CS放送という３つの放送波を一体的に運用できる体制が完成しました。

今後は、認定放送持株会社体制のもと、当社グループを取り巻く環境の変化に対応し、勝ち残っていくために、前経営計画で築いたよい流れを継続し、さらに発展させていくことが重要だと考えております。

そのため、平成26年度より、前経営計画の基本理念を引き継ぎ、テレビ朝日が開局60周年を迎える平成30年度までに、「日本でトップグループのコンテンツ総合企業」になることを目指す経営計画「デジタル５ビジョン２ndステージ」を推進しております。

具体的には平成26年度から平成30年度までの５ヶ年を「日本でトップグ

ループのコンテンツ総合企業」になるための成長期間と位置付け、「地上波のさらなる強化と３波一体編成により、コンテンツ価値を最大化」「新たな広告価値の創造により広告売上トップグループ入り」「インターネットとメディアシティを成長事業と位置付け、放送外事業を拡大」「グループ経営の効率化・競争力強化で強靭なホールディングス体制を確立」「グループの結束力強化とテレビ朝日グループのブランド確立」という５つの戦略目標を掲げております。また、定量目標として、平成30年度までに連結売上高3,000億円、連結営業利益200億円の実現を目指してまいります。

今後もテレビ放送事業者を傘下にもつ認定放送持株会社としての公共性や社会的責任を全うできるよう良質なコンテンツの提供に努めてまいりますとともに、引き続きさらなる成長と企業価値の拡大を目指し、ステークホルダーのみなさまのご期待にお応えしてまいりたいと存じます。

(9) 企業集団の財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区　　分	第 72 期 (平成23年度)	第 73 期 (平成24年度)	第 74 期 (平成25年度)	第 75 期 (当連結会計年度) (平成26年度)
売上高	239,845	253,774	267,928	276,473
経常利益	13,124	15,708	19,751	16,712
当期純利益	7,496	9,030	11,678	10,994
１株当たり当期純利益	7,463円13銭	89円91銭	116円28銭	101円47銭
純資産	248,531	261,969	271,318	309,231
総資産	318,519	333,150	346,001	397,062

(注)　平成24年10月１日を効力発生日として普通株式１株を100株に分割いたしました。１株当たり当期純利益については、株式分割が第73期の期首に行われたと仮定して算定しております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

①　親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社および関連会社の状況

子会社

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社テレビ朝日	100	100.00	放送法に基づく認定基幹放送事業、その他放送に関連する事業
株式会社ビーエス朝日	10,000	100.00	放送法に基づく認定基幹放送事業
株式会社シーエス・ワンテン	100	100.00	放送法に基づく認定基幹放送事業
テレビ朝日映像株式会社	75	40.00 (40.00)	テレビ放送番組の企画・制作
株式会社テレビ朝日クリエイト	60	100.00 (100.00)	番組美術・デザイン制作
株式会社テレビ朝日サービス	20	70.00 (70.00)	放送設備等販売、リース、番組販売
株式会社テレビ朝日ミュージック	40	100.00 (100.00)	音楽録音物の企画・制作、著作権管理
株式会社ロッピングライフ	25	100.00 (100.00)	ショッピング関連事業

（注）「当社の議決権比率」欄の（内書）は間接所有割合であります。

関連会社

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
東映アニメーション株式会社	2,867	15.34 (15.34)	アニメーション制作、販売、版権事業
株式会社文化工房	60	39.90 (39.90)	スポーツ番組を中心とした取材・編集
株式会社メディアミックス・ジャパン	54	43.56 (43.56)	テレビ放送番組の企画・制作

（注）「当社の議決権比率」欄の（内書）は間接所有割合であります。

上記の重要な子会社を含む連結子会社は19社、上記の重要な関連会社を含む持分法適用の関連会社は３社であります。

(11) 主要な事業内容
(12) 主要な事業所
(13) 企業集団の従業員の状況
(14) 主要な借入先
(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

2. 会社の株式に関する事項

3. 会社の新株予約権等に関する事項

法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.tv-asahihd.co.jp/）に掲載しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
早河　洋	代表取締役会長兼CEO	株式会社テレビ朝日代表取締役会長兼CEO 東映株式会社取締役 株式会社ビデオリサーチ取締役
吉田　慎一	代表取締役社長	株式会社テレビ朝日代表取締役社長 朝日放送株式会社取締役
福田　俊男	専務取締役 (人事局担当)	株式会社テレビ朝日専務取締役 東映アニメーション株式会社取締役
藤ノ木　正哉	常務取締役 (経営戦略局・経理局・コンプライアンス統括室担当)	株式会社テレビ朝日常務取締役 株式会社ビーエス朝日取締役 株式会社朝日新聞社監査役
武田　徹	常務取締役 (ネットワーク・広報担当)	株式会社テレビ朝日常務取締役
亀山　慶二	取締役	株式会社テレビ朝日常務取締役
角南　源五	取締役 (総務局担当)	株式会社テレビ朝日常務取締役 東映アニメーション株式会社監査役
平城　隆司	取締役	株式会社テレビ朝日常務取締役 株式会社シーエス・ワンテン取締役
川口　忠久	取締役	株式会社テレビ朝日取締役
篠塚　浩	取締役	株式会社テレビ朝日取締役 報道局長
岡田　剛	取締役	東映株式会社代表取締役グループ会長 株式会社テレビ朝日取締役 東映アニメーション株式会社取締役
風間　建治	取締役	株式会社ビーエス朝日代表取締役社長 株式会社テレビ朝日取締役
北島　義俊	取締役	大日本印刷株式会社代表取締役社長 株式会社テレビ朝日取締役

氏　　名	地位および担当	重要な兼職の状況
木村伊量	取締役	株式会社テレビ朝日取締役
武内健二	取締役	九州朝日放送株式会社代表取締役社長 株式会社テレビ朝日取締役 株式会社ビデオリサーチ取締役
横井正彦	取締役	名古屋テレビ放送株式会社代表取締役社長 株式会社テレビ朝日取締役 株式会社ビデオリサーチ取締役
脇阪聰史	取締役	朝日放送株式会社代表取締役社長 株式会社テレビ朝日取締役 株式会社ビデオリサーチ取締役
薮内宜尚	常勤監査役	株式会社テレビ朝日常勤監査役
森岡信夫	常勤監査役	株式会社テレビ朝日常勤監査役
荻谷忠男	監査役	北海道テレビ放送株式会社取締役相談役 株式会社テレビ朝日監査役
奥村萬壽雄	監査役	公益財団法人日本道路交通情報センター理事長 株式会社テレビ朝日監査役 シャープ株式会社監査役 丸一鋼管株式会社監査役
深山雅也	監査役	深山・小金丸法律会計事務所パートナー弁護士 株式会社テレビ朝日監査役

（注）1. 取締役岡田　剛、北島義俊、木村伊量、武内健二、横井正彦、脇阪聰史の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役荻谷忠男、奥村萬壽雄、深山雅也の各氏は、社外監査役であります。
3. 取締役北島義俊、監査役奥村萬壽雄、深山雅也の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役森岡信夫氏は、当社の経理局長を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役	21名	306百万円	（うち社外	7名	12百万円）
監査役	5 名	48百万円	（うち社外	3名	6 百万円）

（注）1. 取締役の報酬限度額は、平成23年６月開催の定時株主総会において年額900百万円以内（うち社外取締役分は年額40百万円以内）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成19年６月開催の定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。
3. 上記報酬等の額のほか、社外役員が当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の額は19百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.tv-asahihd.co.jp/）に掲載しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度にかかる会計監査人としての報酬等の額　22百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
71百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①および②の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役の全員の同意によって解任し、あるいは監査役会規程などにのっとり「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議します。

6. 会社の体制および方針

7. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.tv-asahihd.co.jp/）に掲載しております。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
流動資産	**181,643**	**流動負債**	**58,134**
現金及び預金	8,427	支払手形及び買掛金	6,301
受取手形及び売掛金	71,927	未払金	17,854
有価証券	75,102	未払費用	22,826
たな卸資産	8,953	未払法人税等	4,596
繰延税金資産	705	役員賞与引当金	61
その他	16,610	その他	6,494
貸倒引当金	△ 83	**固定負債**	**29,696**
固定資産	**215,419**	繰延税金負債	9,801
有形固定資産	**86,233**	役員退職慰労引当金	370
建物及び構築物	27,896	退職給付に係る負債	17,896
機械装置及び運搬具	15,151	その他	1,628
土地	38,539	**負債合計**	**87,831**
建設仮勘定	305	**純資産の部**	
その他	4,340	**株主資本**	**279,801**
無形固定資産	**10,538**	**資本金**	**36,642**
ソフトウエア	7,560	**資本剰余金**	**70,168**
のれん	2,664	**利益剰余金**	**173,323**
その他	313	**自己株式**	**△ 332**
投資その他の資産	**118,647**	**その他の包括利益累計額**	**24,649**
投資有価証券	103,562	**その他有価証券評価差額金**	**21,505**
繰延税金資産	7,067	**繰延ヘッジ損益**	**3,762**
その他	8,164	**為替換算調整勘定**	**△ 1**
貸倒引当金	△ 146	**退職給付に係る調整累計額**	**△ 616**
		少数株主持分	**4,779**
		純資産合計	**309,231**
資産合計	**397,062**	**負債純資産合計**	**397,062**

連結損益計算書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

科目	金額
	百万円
売上高	**276,473**
売上原価	**196,729**
売上総利益	**79,743**
販売費及び一般管理費	**64,605**
営業利益	**15,138**
営業外収益	**2,473**
受取利息及び受取配当金	1,042
持分法による投資利益	363
その他	1,067
営業外費用	**899**
経常利益	**16,712**
特別利益	**1,085**
段階取得に係る差益	1,085
特別損失	**285**
投資有価証券売却損	115
投資有価証券評価損	169
税金等調整前当期純利益	**17,512**
法人税、住民税及び事業税	**6,065**
法人税等調整額	**137**
少数株主損益調整前当期純利益	**11,308**
少数株主利益	**314**
当期純利益	**10,994**

貸 借 対 照 表

（平成27年３月31日現在）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
流動資産	**83,324**	**流動負債**	**63,435**
現金及び預金	3,742	短期借入金	63,383
有価証券	75,102	未払費用	17
その他	4,479	繰延税金負債	11
貸倒引当金	△ 0	その他	23
固定資産	**253,831**	**固定負債**	**5,203**
投資その他の資産	**253,831**	繰延税金負債	5,203
投資有価証券	58,602	**負債合計**	**68,639**
関係会社株式	193,849	**純資産の部**	
長期貸付金	380	**株主資本**	**247,200**
その他	1,000	**資本金**	**36,642**
貸倒引当金	△ 0	**資本剰余金**	**70,170**
		資本準備金	70,170
		利益剰余金	**140,387**
		利益準備金	529
		その他利益剰余金	139,857
		別途積立金	132,160
		繰越利益剰余金	7,697
		自己株式	**△ 0**
		評価・換算差額等	**21,315**
		その他有価証券評価差額金	**21,315**
		純資産合計	**268,516**
資産合計	**337,156**	**負債純資産合計**	**337,156**

損 益 計 算 書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

科目	金額
	百万円
営業収益	**5,183**
営業費用	**1,828**
営業利益	**3,354**
営業外収益	**1,167**
受取利息及び受取配当金	1,034
その他	133
営業外費用	**44**
支払利息	25
その他	19
経常利益	**4,478**
特別損失	**285**
投資有価証券売却損	115
投資有価証券評価損	169
税引前当期純利益	**4,192**
法人税、住民税及び事業税	**1**
法人税等調整額	**718**
当期純利益	**3,472**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月18日

株式会社テレビ朝日ホールディングス
　取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田雄一	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西田俊之	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村太郎	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社テレビ朝日ホールディングスの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テレビ朝日ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月18日

株式会社テレビ朝日ホールディングス
　取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田雄一	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西田俊之	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村太郎	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社テレビ朝日ホールディングスの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月３１日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、コンプライアンス統括室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告にかかる内部統制については、取締役等および有限責任あずさ監査法人から報告を受けました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役および使用人等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関し、不正の行為または、法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告にかかる内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算関係書類の監査結果

一　会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

二　会計監査人の職務が適正に実施されることを確保するための体制は適切に整備されているものと認めます。

平成27年５月25日

株式会社テレビ朝日ホールディングス　監査役会

常勤監査役　薮　内　宜　尚　㊞

常勤監査役　森　岡　信　夫　㊞

社外監査役　荻　谷　忠　男　㊞

社外監査役　奥　村　萬壽雄　㊞

社外監査役　深　山　雅　也　㊞

以　上

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

株主各位

第75回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

平成27年６月８日
株式会社テレビ朝日ホールディングス

目　次

[1] 事業報告「1. 企業集団の現況に関する事項」　・・・ 1ページ
(11)主要な事業内容　(12)主要な事業所　(13)企業集団の従業員の状況
(14)主要な借入先　(15)その他企業集団の現況に関する重要な事項
[2] 事業報告「2. 会社の株式に関する事項」　・・・ 3ページ
[3] 事業報告「3. 会社の新株予約権等に関する事項」　・・・ 4ページ
[4] 事業報告「4. 会社役員に関する事項」　・・・ 4ページ
(3)社外役員に関する事項
[5] 事業報告「6. 会社の体制および方針」　・・・ 8ページ
[6] 事業報告「7. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」　・・・11ページ
[7] 連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」　・・・ 17ページ
[8] 計算書類「株主資本等変動計算書」「個別注記表」　・・・29ページ

※　上記の事項は、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.tv-asahihd.co.jp/）に掲載することにより株主のみなさまに提供したものとみなされる情報です。

[1] 事業報告「1. 企業集団の現況に関する事項」

(11) 主要な事業内容

事　　業	事　業　内　容
テレビ放送事業	テレビ番組の制作および放送にかかる事業であります。
音楽出版事業	音楽著作権・著作隣接権の管理事業、レコード事業、アーティストマネジメント事業であります。
その他事業	イベント事業、DVD販売のほか、出資映画事業、ショッピング事業等のテレビ放送を中心としたコンテンツから派生、テレビ放送と連携する事業であります。

(12) 主要な事業所

① 当社の事業所

本社	東京都

② 子会社の事業所等

株式会社テレビ朝日	東京都ほか
株式会社ビーエス朝日	東京都
株式会社シーエス・ワンテン	東京都
テレビ朝日映像株式会社	東京都
株式会社テレビ朝日ミュージック	東京都

(13) 企業集団の従業員の状況

テレビ放送事業	3,548名
音楽出版事業	89名
その他事業	385名
全社(共通)	142名
合計	4,164名

(注) 企業集団の従業員数には、非常勤嘱託および臨時雇用者は含んでおりません。

（14）主要な借入先

借　　入　　先	借 入 金 残 高
株式会社テレビ朝日他子会社計18社	百万円 63,383

（注）　株式会社テレビ朝日他子会社計18社からの借入金は、当社を統括会社とするグループ間の資金集中管理のため、子会社の余剰資金を借り入れているものであります。

（15）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

[2] 事業報告「2. 会社の株式に関する事項」

(1) 発行可能株式総数 300,000,000株

(2) 発行済株式の総数 108,529,000株

(3) 株　　主　　数 26,380名

(4) 大株主（上位10名）

株　主　名	持　株　数	持　株　比　率
	株	%
株式会社朝日新聞社	26,951,840	24.83
東映株式会社	16,400,200	15.11
公益財団法人香雪美術館	5,030,000	4.63
みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託大日本印刷口　再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社	4,030,000	3.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,806,100	3.51
九州朝日放送株式会社	3,333,500	3.07
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	2,446,300	2.25
公益財団法人朝日新聞文化財団	2,297,100	2.12
株式会社リクルートホールディングス	2,100,000	1.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,922,700	1.77

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

[3] 事業報告「3. 会社の新株予約権等に関する事項」

該当事項はありません。

[4] 事業報告「4. 会社役員に関する事項」

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区　　分	氏　　名	状　　況
取　締　役	岡　田　　剛	東映株式会社は、当社を持分法適用の関連会社としています。また、当社は同社の株式を保有します。同社は、当社の完全子会社である株式会社テレビ朝日および株式会社ビーエス朝日と取引関係があります。 東映アニメーション株式会社は、当社の株式を保有します。また、当社は同社を持分法適用の関連会社としています。同社は、当社の完全子会社である株式会社テレビ朝日と取引関係があります。
取　締　役	北　島　義　俊	大日本印刷株式会社は、当社の株式を保有します（みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　大日本印刷口　再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社）。同社は、当社の完全子会社である株式会社テレビ朝日および株式会社ビーエス朝日と取引関係があります。
取　締　役	武　内　健　二	国内系列ネットワーク局九州朝日放送株式会社は、当社の株式を保有します。また、当社は同社の株式を保有します。同社は、当社の完全子会社である株式会社テレビ朝日および株式会社ビーエス朝日と取引関係があります。 当社は、株式会社ビデオリサーチの株式を保有します。同社は、当社の完全子会社である株式会社テレビ朝日および株式会社ビーエス朝日と取引関係があります。

区　　分	氏　　名	状　　況
取　締　役	横　井　正　彦	国内系列ネットワーク局名古屋テレビ放送株式会社は、当社の株式を保有します。また、当社は同社の株式を保有します。同社は、当社の完全子会社である株式会社テレビ朝日および株式会社ビーエス朝日と取引関係があります。 当社は、株式会社ビデオリサーチの株式を保有します。同社は、当社の完全子会社である株式会社テレビ朝日および株式会社ビーエス朝日と取引関係があります。
取　締　役	脇　阪　聰　史	国内系列ネットワーク局朝日放送株式会社は、当社の株式を保有します。また、当社は同社の株式を保有します。同社は、当社の完全子会社である株式会社テレビ朝日および株式会社ビーエス朝日と取引関係があります。 当社は、株式会社ビデオリサーチの株式を保有します。同社は、当社の完全子会社である株式会社テレビ朝日および株式会社ビーエス朝日と取引関係があります。
監　査　役	荻　谷　忠　男	国内系列ネットワーク局北海道テレビ放送株式会社は、当社の株式を保有します。また、当社は同社の株式を保有します。同社は、当社の完全子会社である株式会社テレビ朝日および株式会社ビーエス朝日と取引関係があります。

（注）1. 岡田　剛、北島義俊、木村伊量、武内健二、横井正彦、脇阪聰史の各氏が社外取締役を兼職し、荻谷忠男、奥村萬壽雄、深山雅也の各氏が社外監査役を兼職している株式会社テレビ朝日は、当社の完全子会社であります。

2. 木村伊量氏は、株式会社朝日新聞社代表取締役社長および公益財団法人朝日新聞文化財団代表理事理事長を兼職しておりましたが、いずれも平成26年12月５日をもって退任しております。
株式会社朝日新聞社は、当社を持分法適用の関連会社としています。また、当社は同社の株式を保有します。同社は、当社の完全子会社である株式会社テレビ朝日および株式会社ビーエス朝日と取引関係があります。
公益財団法人朝日新聞文化財団は、当社の株式を保有します。

3. 脇阪聰史氏は、株式会社ビーエス朝日取締役を兼職しておりましたが、平成26年６月20日をもって退任しております。
同社は、当社の完全子会社であります。

4. その他の兼職先と当社との間には開示すべき関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	状　況
取締役	岡田　剛	当期開催の取締役会10回のうち９回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	北島義俊	当期開催の取締役会10回のうち７回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	木村伊量	当期開催の取締役会10回のうち９回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	武内健二	当期開催の取締役会10回のうち９回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	横井正彦	平成26年６月の就任以来開催の取締役会７回のうち７回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	脇阪聰史	当期開催の取締役会10回のうち９回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	荻谷忠男	当期開催の取締役会10回のうち10回全てに出席し、また、当期開催の監査役会14回のうち14回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	奥村萬壽雄	当期開催の取締役会10回のうち９回に出席し、また、当期開催の監査役会14回のうち13回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	深山雅也	当期開催の取締役会10回のうち10回全てに出席し、また、当期開催の監査役会14回のうち14回全てに出席し、主に弁護士としての専門的な見地から発言を適宜行っております。

④　責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員および社外監査役全員との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、社外取締役については金４百万円または会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額とし、社外監査役については金３百万円または会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。

⑤　社外役員の事業報告記載事項に関する意見

該当事項はありません。

[5] 事業報告「6. 会社の体制および方針」

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務執行にかかる体制

項　　目	内　　容
取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	・取締役会を原則として毎月１回開催することに加え必要があるときは随時開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督する体制としております。 ・法務、コンプライアンス関連の業務を行う部署を設置し、取締役の経営判断の基礎となる事項について、適法性・適正性を判断することのできる体制を構築しております。また、必要に応じて、外部の専門家から必要な助言・指導を得ております。
取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	・取締役会、常務会等の重要な会議体の議事録その他取締役の職務執行に関する文書および記録の保存および管理は、文書取扱規程を定め、これに基づき、保存・管理しております。各文書および記録は、総務局等の各担当部署において厳重に保存・管理し、取締役および監査役は、かかる文書および記録について、常時閲覧が可能となっております。
損失の危険の管理に関する規程その他の体制	・当社は、当社グループにおける放送リスク、放送にかかるオペレーションリスク、権限管理リスク、イベントリスク、投資リスク、情報管理リスク、リーガルリスク等、さまざまな性質のリスクをコントロールする必要があります。これらのリスクに関しては、リスクの性格・内容に応じて、社内規程にリスクの分散・管理・コントロールのための体制・ルールおよび再発防止策の策定、フィードバックの手法などを定めるとともに、グループ全体あるいは組織横断の委員会・会議体の設置および情報管理および報告ルールの徹底とチェックなどにより、リスクの発生後も含め、適時適切な確認と対応ができる体制を構築しております。

項　　目	内　　容
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	・毎年、一定の経営指標に基づき年間予算を定め、一定の数値目標のもとで、効率的運営を行い、予算の達成度を随時検証しております。 ・また、業務執行事項の性質、態様に応じて、常勤役員によって組織される常務会およびこの機能を補佐する委員会等を通じて、当社の日常の業務執行段階における効率的な権限の分配、管理体制を定めるとともに、当社グループの重要情報の共有、適切・適正なチェック、迅速な決定を行うことにより、効率的な職務執行を行う体制を整えております。 ・上記の体制を確保するため、業務決裁規程等必要な規程を定めております。
使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	・法令等の遵守を徹底するために『コンプライアンス憲章』を定め、法令順守にかかる基本的な規範の周知を徹底し、当社および事業子会社ならびにグループ会社は、各社の業態・規模などに応じて、ルールを整え、コンプライアンス推進、コンプライアンスにかかる照会対応、違反行為の原因調査、再発防止策の検討、啓蒙活動を行うために、特別の組織を構築するとともに、法務部を設置しております。さらに、外部の専門家から必要な助言・指導を得ております。 ・また、事業年度ごとに、財務報告に関する内部統制の有効性の評価および外部評価にあたっては適正な手続きを定め、金融商品取引法をはじめ関係法令の定めるところに従って、これを行っております。 ・なお、当社では、反社会的勢力との絶縁に関する方針を定め、これを周知しております。
当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制	・持株会社として、上記の管理・コントロールに加え、企業集団における業務の適正性について、グループ会社管理規程に基づき、経営戦略局が中核となり、コントロールする体制を構築しております。 ・グループ会社管理規程の対象会社（連結子会社、持分法適用関連会社等）には、業務の適正性を確保する体制の整備を求めており、その進捗状況について、定期的に報告を受け、これをチェックしております。

② 監査役の職務執行にかかる体制

項　　目	内　　容
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項	・監査役の監査にあたり、その職務の補助を担当する組織は監査役室としております。 ・さらに、コンプライアンス統括室は、内部監査に関して監査役に計画・実施・結果等について適切に報告するとともに、監査役室との連携・協力・業務補助を行っております。
前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項	・監査役を補佐する使用人の異動・員数の増減については、監査役会の同意を得るものとしております。
取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制	・監査役は、取締役会および常務会等をはじめとして、日常の業務執行にかかる重要会議に出席するほか、定期的に取締役・幹部職員（グループ会社を含む）との面談を行う機会も設けております。 ・そのほか、取締役および使用人からの情報の提供は、コンプライアンス統括室が窓口となり、グループ会社の情報も含めて監査役への報告が適宜行われる仕組みとしております。
その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制	・上記の諸施策を通じて、実効性を確保しております。

[6] 事業報告「7. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」

(1) 基本方針の内容

① 当社の企業価値の源泉について

当社は民間放送局を傘下にもつ認定放送持株会社として、国民生活に必要な情報と健全な娯楽を提供することによる文化の向上に努め、放送の公共性・公益性・不偏不党の立場を堅持し、民主主義の発展に貢献するとともに、適切・公正な手法により利潤を追求してまいりました。

このような放送が担う公共的使命を果たしながら企業活動を行うため、共通の理念を持つ人材の育成と確保、ステークホルダーとの信頼関係の保持、放送局・報道機関としての使命の全うとともに、これらを前提とした社会のニーズに適うコンテンツを制作・発信し続けることが企業価値の源泉であると確信しております。

なお、当社の企業価値にかかる考え方の詳細については、インターネット上のウェブサイト（アドレス http://company.tv-asahi.co.jp/）に掲載しております。

② 基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転をともなう買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、株式の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得行為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれのあるものも少なくありません。

当社は、民間放送局を傘下にもつ認定放送持株会社として（1）①のような認識のもと、市民社会に貢献する企業活動を継続することが、社会的責務であり、かつ経済的存立の基盤であるとの認識に基づいて事業活動を行っております。そもそも、当社および当社グループ会社（以下「当社グループ」といいます。）が構築してきたコーポレートブランドや

企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、(ⅰ)放送・その他の事業を通じて提供する情報やコンテンツが社会から信頼され、求められていることが、当社の存立基盤であるとの認識を持って、企業活動を発展的に継承していくこと、(ⅱ)さらに、これら一連の企業活動は、当社の放送事業の特質を活かしながら、その他の事業とともに、情報・コンテンツをさらに魅力的かつ社会から求められるようにするために行われるものであること、(ⅲ)そのために必要な企業活動の基盤を整備すること、および(ⅳ)安定的な財務体質を維持することが必要不可欠であり、これらが当社の株式の大量取得行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社グループの企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。また、外部者である買収者からの大量取得行為の提案を受けた際には、前記事項のほか、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社グループの企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握したうえ、当該買付けが当社グループの企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

当社取締役会は、当社株式に対する大量取得行為が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、もしくは株主のみなさまのために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値・株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大量取得行為に対しては、当社は必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

① 「デジタル５ビジョン　2ndステージ」に基づく取り組み

当社グループを取り巻く環境は、急激なスピードで変化しております。スマートフォン、タブレット端末、スマートTVなどデバイスの高機能化が急速に進んでおり、ブロードバンドの普及によりコンテンツの流通路も多様化しております。

こうした環境変化のなか、「日本でトップグループのコンテンツ総合企業」を目指すための基盤整備の一環として、当社は、平成26年４月に認定放送持株会社体制に移行しました。これにより、地上波放送・BS放

送・CS放送という３つの放送波を一体的に運用できる体制が完成しました。

今後は、認定放送持株会社体制のもと、当社グループを取り巻く環境の変化に対応し、勝ち残っていくために、前経営計画で築いたよい流れを継続し、さらに発展させていくことが重要だと考えております。

そのため、平成26年度より、前経営計画の基本理念を引き継ぎ、テレビ朝日が開局60周年を迎える平成30年度までに、「日本でトップグループのコンテンツ総合企業」になることを目指す経営計画「デジタル５ビジョン　2ndステージ」を推進しております。

具体的には平成26年度から平成30年度までの５ヶ年を「日本でトップグループのコンテンツ総合企業」になるための成長期間と位置付け、以下の５つの戦略目標を掲げております。

＜５つの戦略目標＞

「地上波のさらなる強化と３波一体編成により、コンテンツ価値を最大化」

「新たな広告価値の創造により広告売上トップグループ入り」

「インターネットとメディアシティを成長事業と位置付け、放送外事業を拡大」

「グループ経営の効率化・競争力強化で強靭なホールディングス体制を確立」

「グループの結束力強化とテレビ朝日グループのブランド確立」

また、定量目標として、平成30年度までに連結売上高3,000億円、連結営業利益200億円の実現を目指してまいります。

今後もテレビ放送事業者を傘下にもつ認定放送持株会社としての公共性や社会的責任を全うできるよう良質なコンテンツの提供に努めてまいりますとともに、引き続きさらなる成長と企業価値の拡大を目指し、ステークホルダーのみなさまのご期待にお応えしてまいりたいと存じます。

② コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取り組み

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する諸施策の検討・実現は、経営の最重要課題の一つであるとの認識に基づき、経営監視の体制を構築しております。具体的には、コンプライアンスに基礎を置く内部統制体制の整備により、経営監視体制の一層の強化を図っております。

当社は、放送局・報道機関としての公共性・公益性の堅持を前提に、適切、公正な手法による利潤の追求を目指しており、この考え方は、当社のコーポレート・ガバナンスの体制確立・企業活動の推進に大きな比重を占めております。

具体的には、当社取締役会は17名中６名を社外取締役で構成しており、社外取締役は、それぞれの経験、専門性などを生かし多様な視点から当社取締役会の監督強化に寄与しております。また、当社の監査役は、５名中３名を社外監査役で構成しており、そのうちの１名は弁護士の資格を有する者としております。なお、監査役を補佐するスタッフの配置をはじめ監査・チェック機能の強化に資する施策も推進しております。（役員の員数については、平成27年３月31日現在のものであります。）

さらに、取締役会決議に関する書面決議制度の導入、特別取締役の選定を通じて、適正な経営監視体制のもとでの意思決定の迅速化も図っております。

今後とも、より一層のコーポレート・ガバナンスの強化を進め、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の長期安定的な向上に努めていく所存です。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、平成25年４月30日開催の当社取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の更新を決議し、平成25年６月27日開催の当社定時株主総会において株主のみなさまの承認を得ております。

本プランは、特定の株主またはそのグループの議決権割合が20％以上となるような当社株式の大量取得行為を行おうとする者（以下「大量取得者」といいます。）に対して、大量取得行為に先立ち、当社に対して十分な情報提供をすることを要請するとともに、当社取締役会による当該大量取得行為に対する評価・意見表明、大量取得者との交渉、代替案の提示を可能とすることにより、株主のみなさまが当該大量取得行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や時間を確保し、株主のみなさまのために交渉を行うことを可能とするための手続きを定めるものです。そして、かかる手続きが遵守されない場合、または当該大量取得行為が基本方針に反し、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損すると判断される場合には、当社取締役会が、独立した第三者により構成される独立委員会の勧告を受けて、新株予約権の無償割当てなど、当該大量取得行為への対抗措置を講じることを認めるものです。

当社の株券等について大量取得行為が行われる場合、当該大量取得者には、本プランを遵守する旨の誓約文言等および当該大量取得行為の検討に

必要な情報を記載した書面の提出を求めます。その後、当該大量取得者から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、これに対する代替案がある場合には当該代替案が、独立委員会に提供され、その評価・検討を経るものとします。独立委員会は、外部専門家等の助言を独自に得たうえで、大量取得行為の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、当該大量取得者との交渉、当社取締役会を通じての株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、大量取得者が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、または当該大量取得行為の内容の検討、大量取得者との協議・交渉等の結果、当該大量取得行為が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大量取得行為である場合など本プランに定める要件に該当する大量取得行為であると認めた場合には、独立委員会規則に従い、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。また、独立委員会は、当社取締役会に対し、対抗措置発動の可否について勧告するほか、対抗措置の発動について株主総会に諮るべきである旨の勧告をする場合があります。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとします。また、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動について株主のみなさまのご意見を反映すべきと判断した場合には、株主のみなさまに対し対抗措置の発動についてお諮りするため、株主総会招集の決議を行い、当社株主総会を開催する場合があります。これらの決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、法令および関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。なお、対抗措置として新株予約権無償割当てを実施する場合、当該新株予約権には、大量取得者等による権利行使が認められないという行使条件、および当社が大量取得者等以外の者から当社株式その他の財産と引換えに新株予約権を取得することができる旨等の取得条項が付されており、株主のみなさまは１円以上で当社取締役会が別途定める価額を払い込むことにより行使し、普通株式１株を取得することができます。

本プランの有効期間は、平成25年６月27日開催の当社定時株主総会の終結の時から３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしています。ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。

本プラン導入後であっても、対抗措置が発動されていない場合、株主のみなさまに直接具体的な影響が生じることはありません。他方、対抗措置が発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合には、株主のみなさまが新株予約権行使の手続きを行わないとその保有する株式が希釈化される場合があります。(ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません。)

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス http://www.tv-asahihd.co.jp/contents/ir_news/index.html)に掲載する平成25年４月30日付「IRニュース」をご覧ください。

(4) 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の「デジタル５ビジョン　2ndステージ」に基づく取り組みおよびコーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取り組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策であり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、前記(3)記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会で承認を得て導入されたものであること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外者によって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者の専門家を利用することができるとされていること、有効期間が最長約３年と定められたうえ、取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値・株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(ご参考)

上記の本プランは、有効期限が平成28年６月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとなっておりますが、平成27年５月８日開催の当社取締役会において、同日をもって本プランを廃止することを決議いたしました。

[7] 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成26年４月１日残高	36,642	55,342	167,895	△ 326	259,553
会計方針の変更による累積的影響額			△1,926		△1,926
会計方針の変更を反映した平成26年４月１日残高	36,642	55,342	165,968	△ 326	257,626
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△3,639		△3,639
当期純利益			10,994		10,994
自己株式の取得				△ 0	△ 0
自己株式の処分		△ 1		46	44
株式交換による増加		14,827		△ 52	14,775
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	―	14,825	7,354	△ 5	22,174
平成27年３月31日残高	36,642	70,168	173,323	△ 332	279,801

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成26年4月1日残高	7,127	1,635	△ 65	△1,685	7,011	4,752	271,318
会計方針の変更による累積的影響額							△1,926
会計方針の変更を反映した平成26年4月1日残高	7,127	1,635	△ 65	△1,685	7,011	4,752	269,391
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△3,639
当期純利益							10,994
自己株式の取得							△ 0
自己株式の処分							44
株式交換による増加							14,775
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	14,378	2,127	64	1,068	17,638	26	17,664
連結会計年度中の変動額合計	14,378	2,127	64	1,068	17,638	26	39,839
平成27年3月31日残高	21,505	3,762	△ 1	△ 616	24,649	4,779	309,231

「連結注記表」

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	19社
主要な連結子会社の名称	㈱テレビ朝日 ㈱ビーエス朝日 ㈱シーエス・ワンテン テレビ朝日映像㈱ ㈱テレビ朝日クリエイト ㈱テレビ朝日サービス ㈱テレビ朝日ミュージック ㈱ロッピングライフ 前連結会計年度において持分法適用の関連会社であった㈱ビーエス朝日は、平成26年４月１日付の株式交換により完全子会社としたため、当連結会計年度より連結子会社となっております。 なお、テレビ朝日分割準備㈱はその商号を「㈱テレビ朝日」に変更いたしました。

2. 持分法の適用に関する事項

（1）持分法適用の関連会社数	３社
主要な会社名	東映アニメーション㈱ ㈱文化工房 ㈱メディアミックス・ジャパン ㈱ビーエス朝日については、当連結会計年度において連結子会社となったため、持分法適用の関連会社から除いております。
（2）持分法非適用の関連会社	持分法を適用していない関連会社（㈱東北朝日プロダクション他）は、それぞれ連結純損益および連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちTV Asahi America,Inc.の決算日は12月31日であり、同社の決算日現在の財務諸表を使用しております。
ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
その他有価証券	
時価のあるもの	連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法による原価法

② たな卸資産

番組勘定	個別法による原価法
商品及び製品	先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）	定額法。なお、主な耐用年数は、建物については15年から50年、放送用機械装置については６年であります。
② 無形固定資産（リース資産を除く）	定額法。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法。
③ リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
② 役員賞与引当金	役員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
③ 役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100％を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準	外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産、負債、収益及び費用は、在外連結子会社決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
② 重要な収益及び費用の計上基準 ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準	リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
③ 重要なヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。 なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。
(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 ヘッジ対象	 為替予約 外貨建予定取引
(3) ヘッジ方針	ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替の変動によるリスクを回避する目的でのみヘッジ手段を利用する方針であります。
(4) ヘッジ有効性評価の方法	外貨建予定取引にかかる為替予約に関して、重要な条件の同一性を確認しているため、有効性評価を省略しております。
④ のれんの償却に関する事項	のれんの償却については、その投資の効果の及ぶ期間を個別に決定し、均等償却を行っております。

⑤　退職給付に係る会計処理の方法

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法	退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
(2) 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法	過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年）による定額法により費用処理することとしております。 また、数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌連結会計年度から費用処理することとしております。
⑥　消費税等の会計処理	税抜方式によっております。

会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」といいます。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」といいます。）を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更等にともなう影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首において、退職給付に係る資産が916百万円減少し、退職給付に係る負債が2,147百万円増加しております。また、投資その他の資産の繰延税金資産が1,136百万円増加し、利益剰余金が1,926百万円減少しております。なお、当連結会計年度の損益および１株当たり情報に与える影響は軽微であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額　　59,742百万円
3. 保証債務

銀 行 借 入 保 証　　799百万円

連結損益計算書に関する注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当連結会計年度の末日における当社の発行済株式の総数

普通株式　108,529,000株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

平成26年６月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

①	配当金の総額	2,011,999,460円
②	１株当たり配当額	20円
③	基準日	平成26年３月31日
④	効力発生日	平成26年６月30日

平成26年10月31日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

①	配当金の総額	1,627,934,595円
②	１株当たり配当額	15円
③	基準日	平成26年９月30日
④	効力発生日	平成26年12月８日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年６月26日開催の定時株主総会において、次のとおり付議する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

①	配当金の総額	1,627,933,695円
②	配当の原資	利益剰余金
③	１株当たり配当額	15円
④	基準日	平成27年３月31日
⑤	効力発生日	平成27年６月29日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に安全性の高い短期の金融資産で運用しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは社内規程に従って、リスク低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券および取引先企業の株式であります。満期保有目的の債券については、資金運用方針に従い、安全性の高い債券を運用対象としているため、信用リスクは僅少であります。また株式については定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引につきましては、取引権限や限度額等を定めた社内規程に基づき、記帳および契約先と残高照合等を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	8,427	8,427	—
(2) 受取手形及び売掛金	71,927	71,927	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	33,941	33,917	△24
②関連会社株式	4,738	7,490	2,752
③その他有価証券	100,204	100,204	—
(4) 支払手形及び買掛金	(6,301)	(6,301)	—
(5) 未払金	(17,854)	(17,854)	—
(6) デリバティブ取引	5,824	5,824	—

（*）負債に計上されているものについては（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) デリバティブ取引

外貨建金銭債務に振り当てたデリバティブ取引については、ヘッジ対象と一体として取扱い、当該デリバティブ取引の時価をヘッジ対象の時価に含めて記載しております。これら以外のデリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注2) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額39,780百万円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、東京都において保有している建物（土地を含む）の一部を賃貸しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時　価
7,064	7,064

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、不動産鑑定評価額等をもとに当社グループで算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

１株当たり情報に関する注記

1. １株当たり純資産額　2,809円57銭
2. １株当たり当期純利益　101円47銭

その他の注記

企業結合等関係

当社は、平成26年４月１日付にて、当社の完全子会社であるテレビ朝日分割準備株式会社（以下「分割準備会社」といいます。）との吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）、ならびに株式会社ビーエス朝日（以下「BS朝日」といいます。）との株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を併用する方法により、当社を認定放送持株会社とするグループ体制に移行いたしました。

また、同日付にて当社はその商号を「株式会社テレビ朝日ホールディングス」に、分割準備会社はその商号を「株式会社テレビ朝日」に変更いたしました。

1. 認定放送持株会社体制への移行の目的

当社が将来のビジョンとして掲げる「日本でトップグループのコンテンツ総合企業」になるためには、地上波・BS・CSの三波一体運用体制をこれまで以上に強固なものとし、コンテンツを起点に放送周辺メディアへさらに戦略的・効率的なビジネス展開を図っていく必要があります。当社グループは、このことを組織的・機能的に具現化するための体制として、認定放送持株会社制度を導入すべきとの判断に至りました。

2. 本吸収分割の概要

(1) 結合当事企業の名称

	吸収分割会社	吸収分割承継会社
名　称	株式会社テレビ朝日ホールディングス（旧名称：株式会社テレビ朝日）	株式会社テレビ朝日（旧名称：テレビ朝日分割準備株式会社）

(2) 分割した事業の内容

当社のグループ経営管理事業を除く一切の事業

(3) 企業結合日

平成26年４月１日

(4) 企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社とし、分割準備会社を吸収分割承継会社とする分社型の吸収分割

(5) 実施した会計処理の概要

本吸収分割は、完全親子会社間の取引であるため、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成20年12月26日公表分）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成20年12月26日公表分）における「共通支配下の取引」として会計処理しております。

3. 本株式交換の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

名称	株式会社ビーエス朝日
事業の内容	放送法による基幹放送事業、放送番組、録画物、録音物および映画の制作、販売および輸出入に関する事業など

(2) 企業結合日

平成26年４月１日

(3) 企業結合の法的形式
当社を株式交換完全親会社としBS朝日を株式交換完全子会社とする株式交換

(4) 取得した議決権比率

株式交換直前に所有していた議決権比率	37.57%（うち間接所有：0.5%）
企業結合日に追加取得した議決権比率	62.43%
取得後の議決権比率	100.00%

(5) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間
平成26年４月１日から平成27年３月31日まで

(6) 被取得企業の取得原価およびその内訳

株式交換直前に保有していたBS朝日株式の企業結合日における時価	8,851百万円
企業結合日に交付した当社の普通株式の時価（間接保有分を除く）	14,710百万円
取得に直接要した費用	51百万円
取得原価	23,613百万円

(7) 株式の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	BS朝日 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	18

(注1) 株式の割当比率
BS朝日の普通株式１株に対して当社の普通株式18株を割当て交付いたしました。但し、当社が保有するBS朝日株式については、本株式交換による株式の割当ては行っておりません。

(注2) 株式交換比率の算定方法
当社およびBS朝日は、本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を担保するため、それぞれ別個に独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、当社は大和証券株式会社を、BS朝日はSMBC日興証券株式会社を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定し、算定結果を取得いたしました。その算定結果を参考に、各社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、株式交換比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り合意いたしました。

(注3) 当社が本株式交換により発行する新株式数
当社は、本株式交換により、普通株式7,929,000株を発行いたしました（本株式交換にあたり、当社は、その自己株式の交付を行っておりません)。

(8) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額
段階取得に係る差益　1,085百万円

(9) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
① 発生したのれんの金額
2,799百万円
② 発生原因
取得原価が、受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その差額をのれんとして処理しております。

③ 償却方法及び償却期間
10年間にわたる均等償却

(10) 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	22,619百万円
固定資産	577百万円
資産合計	23,196百万円
流動負債	2,275百万円
固定負債	107百万円
負債合計	2,383百万円

(11) 実施した会計処理の概要
本株式交換は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成20年12月26日公表分）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成20年12月26日公表分）における「取得」に該当し、当社を取得企業とするパーチェス法を適用しております。

[8] 計算書類

株主資本等変動計算書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成26年４月１日残高	36,642	55,342	55,342	529	1,152	127,160	11,713
事業年度中の変動額							
剰余金の配当							△3,639
当期純利益							3,472
会社分割による固定資産圧縮積立金の取崩					△1,152		1,152
別途積立金の積立						5,000	△5,000
自己株式の取得							
会社分割による減少							
株式交換による増加		14,827	14,827				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	―	14,827	14,827	―	△1,152	5,000	△4,015
平成27年３月31日残高	36,642	70,170	70,170	529	―	132,160	7,697

	株主資本			評価・換算差額等			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計						
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成26年４月１日残高	140,554	△ 0	232,540	7,007	1,635	8,643	241,183
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	△3,639		△3,639				△3,639
当期純利益	3,472		3,472				3,472
会社分割による固定資産圧縮積立金の取崩	―		―				―
別途積立金の積立	―		―				―
自己株式の取得		△ 0	△ 0				△ 0
会社分割による減少			―		△1,635	△1,635	△1,635
株式交換による増加			14,827				14,827
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				14,307	―	14,307	14,307
事業年度中の変動額合計	△ 167	△ 0	14,660	14,307	△1,635	12,672	27,332
平成27年３月31日残高	140,387	△ 0	247,200	21,315	―	21,315	268,516

「個別注記表」

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
子会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理	税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	214百万円
長期金銭債権	380百万円
短期金銭債務	63,393百万円

損益計算書に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社との取引高

(1) 営業取引

営業収益	5,183百万円
営業費用	95百万円

(2) 営業取引以外の取引高　169百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	87株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生の主な要因

投資有価証券評価損	367百万円
組織再編に伴う関係会社株式	5,035百万円
その他	219百万円
繰延税金資産小計	5,622百万円
評価性引当額	△ 520百万円
繰延税金資産合計	5,102百万円

2. 繰延税金負債の発生の主な要因

未収還付事業税等	△ 147百万円
その他有価証券評価差額金	△10,169百万円
繰延税金負債合計	△10,317百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 法人主要株主等

(単位：百万円)

属　性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内　容	取引金額	科　目	期末残高
その他の関係会社	㈱朝日新聞社	所有 (直接) 11.88% 被所有 (直接) 24.83%	役員の兼任等	株式交換	4,435	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

株式交換により、㈱ビーエス朝日を完全子会社としております。

株式交換比率は、独立した第三者算定機関による算定結果を参考に決定しております。

なお、上記の取引金額は、企業結合日の当社の株式の市場価格に基づき算定しております。

2. 子会社

(単位：百万円)

属　性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内　容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	㈱テレビ朝日	所有 (直接)100.00%	経営管理 役員の兼任等	分割承継資産	198,325	—	—
				分割承継負債	56,623	—	—
				経営指導料	1,777	未収入金	133
				資金の借入	8,960	短期借入金	15,416
子会社	㈱ビーエス朝日	所有 (直接)100.00%	経営管理 役員の兼任等	資金の借入	19,595	短期借入金	19,875
子会社	㈱テレビ朝日ミュージック	所有 (間接)100.00%	経営管理 役員の兼任等	資金の借入	8,037	短期借入金	7,622

取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 経営指導料の金額は、当社のグループ経営管理事業の運営に必要な経費を基準として決定しております。

(2) 資金の借入は、当社を統括会社とするグループ間の資金集中管理のため、子会社の余剰資金を借り入れているものであります。

(3) 資金の借入は、市場金利等を勘案して決定しております。

(4) 資金の借入の取引金額は、平均借入残高を記載しております。

(5) 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額　2,474円14銭
2. 1株当たり当期純利益　32円00銭

その他の注記

「連結計算書類「連結注記表」その他の注記　企業結合等関係」に記載のとおりです。

以　上

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

株主各位

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および取締役会の構成・機能、独立役員の独立性の基準、社外役員等の候補者に関する事項などについて

平成27年６月８日
株式会社テレビ朝日ホールディングス

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および取締役会の構成・機能、独立役員の独立性の基準、社外役員等の候補者に関する考え方は以下のとおりです。

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

・当社は民間放送局を傘下にもつ認定放送持株会社として、放送法・電波法・国民保護法の要請をはじめとして、放送の公共性・公益性を常に自覚し、事業子会社が国民生活に必要な情報と健全な娯楽を提供することによる文化の向上に努め、不偏不党の立場を堅持し、民主主義の発展に貢献することができるよう持株会社としての管理を行い、適切・公正な手法により利潤を追求しております。
・このような放送が担う公共的使命を果たしながら企業活動を行うため、共通の理念を持つ人材の育成と確保、ステークホルダーとの信頼関係の保持、放送局・報道機関としての使命の全うとともに、これらを前提とした社会のニーズに適うコンテンツを制作・発信し続けることで企業価値を高めてまいります。
・当社では、様々なステークホルダーと適正な関係を保ちながら、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すことのできる態勢の構築と、その活用が当社コーポレートガバナンスの基本であると考えております。

取締役会の構成・機能

当社は民間放送局を傘下にもつ認定放送持株会社であり、その公共性・公益性の高い放送事業の特質を踏まえ、取締役会は、常勤の業務執行を担当する取締役に加え、資本・経営戦略上のパートナー、放送事業に一定の関係を持ち放送事業に対する豊富な経験および知見を有する者、およびステークホルダーとの公正・妥当な関係を客観的に監視でき当社経営陣からは独立した立場である者といった多様な者から構成されることが望ましいと考えております。

独立役員の独立性の基準

当社の独立役員は、以下のいずれにも該当しない者から選任するものとします。

(1) 本人が、現在または過去３年間において、以下に該当する者

①当社またはその子会社(以下「当社グループ」といいます。)の業務執行取締役もしくは重要な使用人が役員に就任している会社の業務執行取締役および執行役ならびに重要な使用人

②当社の議決権の10%以上を有する大株主の業務執行取締役および執行役ならびに重要な使用人

③当社グループを主要な取引先とする会社(注１)および当社グループの主要な取引先である会社(注２)の業務執行取締役および執行役ならびに重要な使用人

④当社グループから役員報酬以外に年間1,000万円相当以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)

⑤当社グループから過去３事業年度平均で年間1,000万円以上の寄付または助成を受けている団体の理事または重要な業務執行者

⑥系列局の会社の業務執行取締役および執行役ならびに重要な使用人

(2) 配偶者または二親等内の親族が、現在、以下に該当する者

①当社グループの業務執行取締役もしくは重要な使用人

②(1)の①から⑥に該当する者

(3) 前記(1)および(2)の他、独立役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有する者

注１：当社グループを主要な取引先とする会社とは、直近事業年度において、当該会社の年間連結売上高の２%以上の支払いを当社グループから受けた会社をいう。

注２：当社グループの主要な取引先である会社とは、直近事業年度において、当社グループの年間連結売上高の２%以上の支払いを当社グループに行った会社、直近事業年度末における当社グループの連結総資産の２%以上の額を当社グループに融資している会社をいう。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）および非業務執行取締役候補者

区　　分	氏　　名	独立性に関する事項など
社外取締役候補者	岡　田　　剛	同氏は、東映株式会社の代表取締役であり、同社は当社の完全子会社である株式会社テレビ朝日および株式会社ビーエス朝日と取引関係がありますが、この２社の業態で通常行われる内容、性質の取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。 また、当社代表取締役会長兼ＣＥＯ早河洋は東映株式会社の社外取締役に就任しております。 同氏を社外取締役候補者とした理由は、当社株主である法人かつ日本を代表する映画製作会社のトップであり、さまざまなメディアが複合的に展開される現況のもと、当社の現状を踏まえ、その職務経験・識見から、当社業務の意思決定にあたり有益と考えたことによります。

区　　分	氏　　名	独立性に関する事項など
社外取締役候補者	脇阪聰史	同氏は、朝日放送株式会社の代表取締役であり、同社は当社の完全子会社である株式会社テレビ朝日および株式会社ビーエス朝日と取引関係がありますが、この2社の業態で通常行われる内容、性質の取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。 また、当社代表取締役社長吉田慎一は朝日放送株式会社の社外取締役に就任しております。 同氏を社外取締役候補者とした理由は、当社株主である法人かつ国内系列ネットワーク局のトップであり、公共性・公益性の高い放送事業の特性を踏まえ、その職務経験・識見から、当社業務の意思決定にあたり有益と考えたことによります。
取締役（非常勤）候補者	新任 菊地誠一	同氏は、当社の完全子会社である株式会社ビーエス朝日の取締役であり、同社は、当社の完全子会社である株式会社テレビ朝日と取引関係がありますが、株式会社テレビ朝日の業態で通常行われる内容、性質の取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。 同氏を非常勤取締役とした理由は、当社の事業子会社の経営陣であり、また、国内系列ネットワーク局のトップに就任した経験もあり、職務経験・識見から、放送事業および当社グループの現況を踏まえ、当社業務の意思決定にあたり有益と考えたことによります。

区　　分	氏　　名	独立性に関する事項など
社外取締役候補者	新任 渡辺雅隆	同氏は、株式会社朝日新聞社の代表取締役であり、同社は当社の完全子会社である株式会社テレビ朝日および株式会社ビーエス朝日と取引関係がありますが、この2社の業態で通常行われる内容、性質の取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。 また、当社常務取締役藤ノ木正哉は株式会社朝日新聞社の社外監査役に就任しております。 同氏を社外取締役候補者とした理由は、当社株主である法人かつ日本を代表する新聞社のトップであり、さまざまなメディアが複合的に展開される現況のもと、当社の現状を踏まえ、その職務経験・識見から、当社業務の意思決定にあたり有益と考えたことによります。

監査等委員である社外取締役候補者

区　　分	氏　　名	独立性に関する事項など
社外取締役候補者 （独立役員候補者）	新任 奥村　萬壽雄	同氏は、公益財団法人日本道路交通情報センターの理事長でありますが、同財団は当社との間に取引関係はございません。 また同氏は、複数の企業の役員を兼職されておりますが、いずれも非常勤で、業務執行を担当されておりません。 同氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年警察関連の職務に携わり、その経歴を通じて培った豊富な経験と高い識見を活かして、当社の経営監視・コーポレートガバナンスの強化に貢献いただけると考えたことによります。 なお、同氏は、当社の「独立役員の独立性の基準」を満たしております。
社外取締役候補者 （独立役員候補者）	新任 弦間　　明	同氏は、複数の企業の役員に就任してこられましたが、現在、業務執行を担当されている兼職はございません。 同氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、生活文化に密着して企業価値を向上させてきた資生堂グループのトップとしての職務経験・識見を活かし、メディアに今後求められる創造性・多様性などを踏まえ、当社業務の意思決定にあたり有益と考えたことによります。 なお、同氏は、当社の「独立役員の独立性の基準」を満たしております。

補欠の監査等委員である社外取締役候補者

区　　分	氏　　名	独立性に関する事項など
補欠の社外取締役候補者 （独立役員候補者）	新任 樋口美雄	同氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、日本経済学会会長を務められるなどの実績があり、市場経済に対する高度な専門知識・分析力に基づいた適切な提言をいただくことは、当社業務の意思決定にあたり有益と考えたことによります。 なお、同氏は、当社の「独立役員の独立性の基準」を満たしております。